

朝明衛生センター包括管理運営業務委託
要求水準書

令和7年9月

朝明広域衛生組合

《目 次》

第1章 総則

第1節 業務概要	1
1 業務の目的	1
2 業務名	1
3 業務期間	1
4 業務の実施場所	1
5 施設の概要	2
6 業務委託範囲	3
第2節 一般事項	4
1 要求水準	4
2 疑義	4
3 施設の利用、組合財産の貸与	4
4 関係法令の遵守	4
5 本組合への協力	5
6 実施計画書の提出	5
7 用役条件	6
8 組合職員等の利用	6
第3節 施設の性能等	7
1 施設計画処理量	7
2 し尿及び浄化槽汚泥の性状	7
3 搬入時間及び各設備運転時間	7
4 施設の性能	7

第2章 運営準備等

第1節 運営管理体制の構築	10
1 体制の構築	10
2 有資格者の配置	10
3 連絡体制	10

4	地域経済への配慮	10
第2節	業務実施計画の作成	11
1	運営管理計画	11
2	運転管理計画	11
3	施設保全計画	12
4	用役及び物品類調達・管理計画	13
5	その他業務計画	13
6	その他履行計画	13
7	報告書等の作成計画	13
第3節	マニュアル類の作成	14
1	運転管理マニュアル	14
2	施設保全マニュアル	14
3	緊急対応マニュアル	14
4	事故対応マニュアル	14
第4節	業務の引継ぎ・運営準備	15

第3章 業務内容

第1節	運営管理に関する事項	16
1	労働安全衛生管理、作業環境管理	16
2	情報管理	16
3	緊急時対応及び防災管理	17
4	警備・防犯	18
5	保険	18
第2節	運転管理業務	19
1	各種設備の運転操作	19
2	受入業務・搬入管理	19
3	残渣等搬出業務	19
4	分析・測定等	20

第3節	施設保全業務	22
1	各種設備の保守	22
2	水槽清掃	23
3	法定点検・法定検査	23
4	建物及び構内の保全管理	24
第4節	用役及び物品類の調達・管理業務	25
1	用役及び物品類の調達	25
2	保管・在庫管理	25
第5節	その他業務	26
1	施設の清掃	26
2	植栽管理	26
3	環境測定	26
4	見学者等対応支援	26
5	住民対応への協力	26
第6節	報告書等の作成	27
1	運転管理記録	27
2	施設保全記録	27
3	業務計画書・業務報告書等	27
4	その他資料の作成	28
第7節	施設の引渡し	29
1	施設引渡条件	29
2	引渡性能試験計画書	29
3	施設の引渡し	29
4	次期包括管理運営業務受託者への引継ぎ	30
5	履行期間終了後における修繕計画	30
第4章	特記事項	
1	性能未達・業務不履行に関する事項	31
2	委託費の精算に関する事項	31
3	リスク管理に関する事項	32
4	本業務委託の継続が困難となった場合の措置	32

第1章 総則

本要求水準書は、朝明広域衛生組合（以下「本組合」という。）が発注する「朝明衛生センター包括管理運営業務委託」（以下「本業務委託」という。）に適用する。

第1節 業務概要

1 業務の目的

本業務委託は本組合が所管するし尿処理施設（朝明衛生センター。以下「本施設」という。）の運営を民間事業者に長期（複数年）にわたり包括的に委託し、運転管理、保守点検等施設運営に関する民間事業者の技術を発揮させることで、維持管理費の削減を図り、効果的な施設運営を行うことを目的とする。

本業務委託の遂行に際しては、求められる性能等を十分に満足し、安定した処理機能を確保することはもとより、安全性に配慮して本施設を運営することに加え、自然災害や事故、重大故障等のトラブル時においても迅速な対応が行えるよう実施する。

2 業務名

朝明衛生センター包括管理運営業務委託

3 業務期間

本業務委託の業務期間（準備期間及び履行期間）は次のとおりとする。なお、準備期間とは、本業務委託の受託者（以下「受託者」という。）が本業務委託を履行するに当たって行う準備作業（「第2章 運営準備等」参照）を行う期間をいう。

（1）準備期間

本業務委託契約締結の日から令和8年3月31日まで

（2）履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 業務の実施場所

本業務委託の対象となる施設は次のとおりである。

（1）施設名

朝明衛生センター

（2）所在地

三重県三重郡川越町大字高松 1508 番地

5 施設の概要

本業務委託の対象となる施設の概要を表1に示す。

表1 施設の概要

計画処理能力	300kL/日（し尿：150kL/日、浄化槽汚泥：150kL/日）	
処理方式	水処理	主処理：高負荷脱窒素処理方式（2系列）
	汚泥処理	脱水
	脱臭処理	高濃度臭気：アルカリ触媒洗浄 中濃度臭気：薬液（酸＋アルカリ・次亜）洗浄＋活性炭吸着 低濃度臭気：活性炭吸着
希釈水	工業用水	
放流先	川越町公共下水道（最終：北勢沿岸流域下水道北部浄化センター）	
し渣・汚泥 処分方法	場外搬出（委託処分）	
竣工年度	平成11年度（ただし、処理棟については平成10年度より稼働）	
設計・施工	株式会社クボタ	
フローシート	【添付資料1】フローシート	参照
配置図	【添付資料2】施設全体配置図	参照

6 業務委託範囲

本業務委託の範囲は次のとおりとし、これに係る一切の費用は受託者の負担とする。各業務の詳細は「第3章 業務内容」に示す。

(1) 運転管理業務

- ア 各種設備の運転操作
- イ 受入業務・搬入管理
- ウ 残渣等搬出業務（運搬及び処分は本業務委託範囲外）
- エ 分析・測定等
- オ その他

(2) 施設保全業務（保守点検業務等）

- ア 各種設備の保守（機器更新、点検整備、修繕工事等を含む。）
- イ 水槽清掃
- ウ 法定点検・法定検査
- エ 建物及び構内の保全管理
- オ その他

(3) 用役及び物品類の調達・管理業務

- ア 用役及び物品類の調達
- イ 保管・在庫管理
- ウ その他

(4) その他業務

- ア 施設の清掃（管理棟部分、処理棟部分、緑地帯等の外構、その他）
- イ 植栽管理
- ウ 環境測定
- エ 見学者等の対応支援
- オ 住民対応への協力
- カ その他

(5) 報告書等の作成

- ア 運転管理記録
- イ 施設保全記録（点検整備、修繕等記録含む）
- ウ 業務計画書・業務報告書等
- エ その他資料の作成

第2節 一般事項

1 要求水準

受託者は、本要求水準書に記載された事項について遵守すること。

本要求水準書は、本業務委託の基本的な要求水準について定めるものであり、本要求水準書に明記されていない事項であっても、本業務委託の目的達成のために当然必要となる事項については、受託者の責任において実施しなければならない。

2 疑義

本要求水準書に定めのない事項が生じた場合、本要求水準書の解釈について疑義が生じた場合は、本組合及び受託者は、誠実に協議の上解決する。

3 施設の利用、組合財産の貸与

- (1) 受託者は本業務委託履行期間中、本施設、備品等のうち本業務委託履行に必要な範囲において、使用できるものとする。使用に伴う維持管理費用（燃料費、電力費、薬品費、消耗品費、軽微修繕等のメンテナンス費等）の一切は受託者の負担とする。
- (2) 受託者は本委託業務履行に必要な管理棟施設（2階職員控室、洗濯室、脱衣室、浴室、更衣室、湯沸室、倉庫、厚生室、2階便所）及び敷地内駐車スペースを無償で使用できるものとする。
- (3) 受託者はその使用に当たり、善良な運営者としての誠意をもって管理すること。
- (4) 受託者は、本業務委託終了時、又は契約を解除された場合、その他本組合が必要と認める場合は直ちに貸与品等を本組合に返還すること。
- (5) 受託者の責めにより貸与品が紛失、棄損、その他返還が不可能となった場合は原状復帰措置を講ずるか、又は弁償すること。

4 関係法令の遵守

本業務委託を実施するに当たり、次の関係法令を遵守すること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 水質汚濁防止法
- (3) 下水道法
- (4) 大気汚染防止法
- (5) 騒音規制法
- (6) 振動規制法
- (7) 悪臭防止法
- (8) 労働基準法
- (9) 労働安全衛生法

- (10) 消防法
- (11) 建築基準法
- (12) 建設業法
- (13) 電気事業法
- (14) 計量法
- (15) 毒物及び劇物取締法
- (16) 三重県生活環境の保全に関する条例、同施行規則
- (17) その他関係諸法令、規格、規程、総理府令、通達及び技術指針等

5 本組合への協力

- (1) 受託者は施設運営に際して、関係官庁等への申請、報告、提出等の必要がある場合は、その資料作成及び手続きを代行すること。
また、手続きに必要な費用等は、受託者の負担とする。
- (2) 本組合が受託者の業務全般に対して、検査及び打合せを行う時は、全面的に協力し、必要な資料等を速やかに提出すること。また、関係官庁の検査等があった場合も同様とする。

6 実施計画書の提出

受託者は準備期間中に、要求水準書に基づいた実施計画書を作成し、本組合に提出して、確認を受けなければならない。

提出した実施計画書については、原則として変更は認めない。

ただし、本組合の指示等により変更する場合はこの限りではない。

実施計画書は次に示す内容を記載した構成とし、業務計画書の様式、記載方法等については、本組合と受託者の協議により定めるものとする。

- (1) 業務実施方針
し尿処理施設の重要性に鑑み、その目的を効果的に達成するため、本業務委託に対する管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について記載する。
- (2) 運営管理体制（「第2章 第1節 運営管理体制の構築」参照）
 - ア 体制の構築
 - イ 有資格者の配置
 - ウ 連絡体制
 - エ 地域経済への配慮
- (3) 各業務実施計画（「第2章 第2節 業務実施計画の作成」参照）
 - ア 運営管理計画
 - イ 運転管理計画
 - ウ 施設保全計画（保守点検及び修繕・整備計画）

- エ 用役及び物品類の調達・管理計画
- オ その他業務計画（本組合からの指示等含む）
- カ 報告書等の作成
- (4) 各種マニュアル類（「第2章 第3節 マニュアル類の作成」参照）
 - ア 運転管理マニュアル
 - イ 施設保全マニュアル（保守点検マニュアル）
 - ウ 緊急対応マニュアル
 - エ 事故対応マニュアル
 - オ その他必要なマニュアル類
- (5) その他履行計画
 - ア 用役削減対策
 - イ 処理機能の適正維持とリスク対応
 - ウ 地域の活性化
 - エ 施設の延命化対策
 - オ その他

7 用役条件

用役条件は次のとおりとする。なお、これら用役類の経費（基本料金、使用料金）は受託者の負担とする。

(1) 上下水道及び工業用水

処理に使用するプロセス用水は、工業用水（三重県企業庁）を使用する。

生活用水は、上水道水（川越町公営水道）を使用する。

本施設からの処理水は下水道（川越町公共下水道）放流とする。

(2) 電気

現在の本施設の受電方式は高圧 6.6kV 受電で、契約電力値は、510kw である。

(3) LPガス

プロパンガスは、管理部分の給湯設備（湯沸室、浴室等）等に使用する。

(4) 電話

外線は固定電話とし、受託者の名義（負担）にて調達する。

非常通報装置による通報に使用する回線は、受託者の負担とする。

(5) インターネット回線

受託者の名義（負担）にて調達する。

8 組合職員等の利用

事務室は、本組合職員（3名予定）が本業務委託の円滑な遂行と受託者との連絡、調整等を目的として利用する。

本組合職員及び来訪者、見学者等が使用する電気、上下水道等の経費は全て受託者の負担とする。

第3節 施設の性能等

本施設における設計条件については、以下のとおりである。

1 施設計画処理量

(1) 処理対象物

し尿、浄化槽汚泥

(2) 処理能力

300kℓ/日 処理内訳（し尿：150kℓ/日、浄化槽汚泥：150kℓ/日）

2 し尿及び浄化槽汚泥の性状（施設設計値）

項目	し尿	浄化槽汚泥
pH	8	7
BOD (mg/L)	11,000	3,500
COD (mg/L)	6,500	3,000
SS (mg/L)	14,000	7,800
全窒素 (mg/L)	4,200	700
全リン (mg/L)	480	110
塩素イオン (mg/L)	3,200	200

3 搬入時間及び各設備運転時間

(1) 搬入時間

ア 月～金曜日

8時30分～16時30分

イ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始は、原則として搬入しない。但し、12月の第3又は4土曜日は臨時搬入日とする。

(2) 各設備運転時間（搬入量等により変更する場合は、本組合と協議すること）

ア 受入・貯留設備 : 5日/週、7時間/日

イ 水処理設備 : 7日/週、24時間/日

ウ 汚泥脱水設備 : 5日/週、7時間/日

エ 脱臭設備 : 7日/週、24時間/日

4 施設の性能

本業務委託においては次に示す性能を満足するよう運転管理すること。

(1) 水処理関係 [放流水]

ア 放流量

480m³/日以下 (希釈倍率 1.6 倍以下)

ただし、生活排水との合計量は 500m³/日以下とする。

イ 放流水質

下水道法施行令第 9 条の 4 に係る有害物質の規制値を満足させるほか、以下に示す自主基準値を満足させること。

なお、自主基準値は原則として、通常時の自主基準値を満足させること。

項 目	自主基準値	
	通常時	最大値
pH	5.8~8.6	5.1~8.9
BOD (mg/L)	80	100
COD (mg/L)	560	700
SS (mg/L)	240	300
窒素含有量 (mg/L)	80	100
リン含有量 (mg/L)	24	30
ヘキサン抽出物質 (鉱油) (mg/L)	4	5
ヘキサン抽出物質 (動植物油) (mg/L)	8	10

(2) 脱水し渣、脱水汚泥の性状

ア 脱水し渣含水率

60%以下

イ 脱水汚泥含水率

85%以下 (ただし、82%以下を目標とする)

(3) 騒音・振動関係

敷地境界線における基準は以下のとおりとする。

ア 騒音

特定工場等において発生する騒音の規制基準 (三重県告示第 24 号の 2 : 昭和 49 年 4 月 9 日)。なお、規制基準は最新のものとする。

朝 [6 時 ~ 8 時] : 65dB 以下

昼間 [8 時 ~ 19 時] : 70dB 以下

夕 [19 時 ~ 22 時] : 65dB 以下

夜間 [22 時 ~ 6 時] : 60dB 以下

イ 振動

特定工場等において発生する振動の規制基準（三重県告示第72号：昭和52年12月6日）。なお、規制基準は、最新のものとする。

昼間 [8時～19時] :65dB以下

夜間 [19時～8時] :60dB以下

(4) 悪臭関係（悪臭物質の排出を規制する地域の指定および規制基準）

なお、規制基準は、最新のものとする。

ア 敷地境界線における基準

アンモニア	:	1	ppm以下
メチルメルカプタン	:	0.002	ppm以下
硫化水素	:	0.02	ppm以下
硫化メチル	:	0.01	ppm以下
二硫化メチル	:	0.009	ppm以下
トリメチルアミン	:	0.005	ppm以下
アセトアルデヒド	:	0.05	ppm以下
スチレン	:	0.4	ppm以下
プロピオン酸	:	0.03	ppm以下
ノルマル酪酸	:	0.001	ppm以下
ノルマル吉草酸	:	0.0009	ppm以下
イソ吉草酸	:	0.001	ppm以下
トルエン	:	10	ppm以下
キシレン	:	1	ppm以下
酢酸エチル	:	3	ppm以下
メチルイソブチルケトン	:	1	ppm以下
イソブタノール	:	0.9	ppm以下
プロピオンアルデヒド	:	0.05	ppm以下
ノルマルブチルアルデヒド	:	0.009	ppm以下
イソブチルアルデヒド	:	0.02	ppm以下
ノルマルバレルアルデヒド	:	0.009	ppm以下
イソバレルアルデヒド	:	0.003	ppm以下

イ 脱臭装置出口（臭突）における基準

臭気濃度 : 300以下

ウ 放流水における基準

メチルメルカプタン	:	0.007	ppm以下
硫化水素	:	0.02	ppm以下
硫化メチル	:	0.07	ppm以下
二硫化メチル	:	0.126	ppm以下

第2章 運営準備等

第1節 運営管理体制の構築

1 体制の構築

本業務委託を適切に行うため、必要な人員配置、現場組織・体制、業務分担（必要に応じて下請け関係を含む。）等を整備すること。

体制の構築に当たっては、し尿処理施設運転管理等において十分な知識、経験を有し、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者を、本業務委託全体を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）として常駐させること。

2 有資格者の配置

本業務委託を適切に行うに当たり必要な有資格者を現場に配置し、本組合に報告するとともに、関係官庁への変更登録等が必要な場合は手続きを行うこと。

また、本業務委託履行期間中に有資格者の変更があった場合も同様とする。

本施設に必要な有資格者は次のとおりとする。

- ①廃棄物処理施設技術管理者（し尿・汚泥再生処理施設）
- ②電気主任技術者（外部委託も可）
- ③特定化学物質等作業主任者
- ④危険物取扱者（乙種第4類）
- ⑤酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- ⑥その他施設運営管理に必要な資格

3 連絡体制

平常時及び緊急時における連絡体制を整備の上、体制表を作成し、本組合に報告し、承諾を得ること。

なお、連絡体制を変更した場合には、速やかに本組合に報告すること。

4 地域経済への配慮

受託者は、関係法令等に基づく雇用基準を遵守したうえで、地元雇用、地元企業への貢献等、地域経済への配慮を行うこと。

第2節 業務実施計画の作成

受託者は「第3章 業務内容」に示す業務を履行するに当たり、準備期間中に履行期間全体の運営管理計画、運転管理計画、施設保全計画、用役及び物品類の調達・管理計画、その他業務計画、その他履行計画、報告書等の作成計画を本組合と協議の上作成すること。

履行期間の各年度末（本業務委託最終年度を除く。）においては、作成した各業務実施計画の見直し・変更等について検証を行い、業務実施計画の変更等の必要性が生じた場合は、本組合と協議し、作成すること。

また、履行期間中（各年度中）においても同様とする。

1 運営管理計画

運営管理計画の構成は以下を基本とする。

(1) 労働安全衛生管理、作業環境管理に関する事項

労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するための管理体制等を記載する。また、事故、労働災害等を未然に防止し、安全に本業務委託を遂行するための基準、要領、計画等を記載する。

(2) 情報管理に関する事項

本組合からの貸与書類（本施設関係図書、その他本業務委託履行に必要な書類）及び本業務委託で作成する書類等（帳票類、台帳類、運転管理及び保守点検に関する報告書、その他書類）について、管理基準、保存基準等を記載する。

(3) 緊急時対応及び防災管理に関する事項

消防法等関係法令に基づき整備する防災管理、緊急時における対応基準・要領等及び事故発生時、自然災害発生時、機器の重大故障等の緊急時における連絡体制等を記載する。

(4) 警備・防犯に関する事項

勤務時間及び勤務時間外における本施設の警備・防犯体制について記載する。

(5) 保険に関する事項

本業務委託期間中に生じ得るリスク管理に係る方針及び対策、本業務委託を履行するに当たって加入する保険の種類等を記載する。

(6) その他

その他本施設の運営管理に関する事項を記載する。

2 運転管理計画

施設概要、施設能力、「【添付資料3】し尿及び浄化槽汚泥の搬入実績及び搬入計画」、「【添付資料4】し尿及び浄化槽汚泥等の性状」等を参考に、運転管理計画を作

成すること。

(1) 各種設備の運転操作

本施設を安定的に維持運営していくための運転指標、各設備の運転方法、調整の要点等を記載する。

(2) 受入業務・搬入管理

搬入されるし尿及び浄化槽汚泥について、受付体制、搬入量の記録、集計方法等を記載する。

(3) 残渣等搬出業務

残渣等搬出業務について、作業計画等を記載する。

(4) 分析・測定等

分析、測定等について、実施項目、実施頻度、分析・測定方法等を記載する。

(5) その他

その他運転管理に関する事項を記載する。

3 施設保全計画（保守点検及び修繕・整備計画）

本施設の性能維持、各設備の点検整備及び修繕等を考慮し、以下に示す保守点検計画を作成すること。

(1) 各種設備の保守

ア 日常点検・定期点検及び保守

設備点検の内容、点検頻度、点検要領、保守作業、各機器の運転管理基準等を記載する。

イ 定期点検整備及び修繕等

「【添付資料5】朝明衛生センター整備対象設備一覧表」に基づいて、履行期間における定期点検整備・修繕計画を記載する。

(2) 水槽清掃

対象水槽における清掃実施時期等を記載する。

(3) 法定点検・法定検査

関係法令に定められた各種法定点検・法定検査について、内容、実施頻度等を記載する。

(4) 建物及び構内の保全管理

建物、建築付帯設備及び建築設備等、朝明衛生センター構内構造物等について維持管理方法等を記載する。

(5) その他

その他維持管理に関する事項を記載する。

4 用役及び物品類調達・管理計画

本施設の運営に当たり、経済性を考慮した用役及び物品類の調達・管理計画を作成すること。

(1) 用役及び物品類の調達

本施設の運営を行うために必要な用役・物品類（消耗品等）について、調達方法、使用予定量等を記載する。

(2) 保管・在庫管理

物品類（消耗品等）における保管及び在庫管理について、管理方法、管理基準等を記載する。

5 その他業務計画

(1) 施設の清掃

本施設内を清潔に保つため、施設清掃計画を作成すること。

清掃の範囲は敷地内全域（公園「朝明の森」を含む。）とし、建物（管理棟、処理棟、車庫棟、公園「朝明の森の便所」）内外、敷地内道路や駐車場、緑地帯等の外構部分を含むものとする。

また、本組合が使用する事務室等の管理部分等についても、施設清掃計画に含めるものとし、建物の定期清掃は、年2回とする。

(2) 植栽管理

本施設の景観を損なわないよう維持するため、植栽管理計画を作成すること。管理の範囲は、敷地内全域（公園「朝明の森」を含む。）とするが、地域の自治会（川越町上吉区）に、公園「朝明の森」の除草管理等をお願いしている部分があるため、その部分については調整を図ること。

(3) その他

環境測定（年1回実施）について、実施時期、実施方法、実施内容等を本組合と協議の上実施計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。

その他必要な業務、必要事項について記載すること。

6 その他履行計画

用役削減対策、処理機能の適正維持とリスク対応、地域の活性化、施設の延命化対策について具体的な履行計画を作成すること。

7 報告書等の作成計画

本組合に提出する各報告書について、様式、内容等報告する内容に即するよう記載すること。

第3節 マニュアル類の作成

受託者は「第3章 業務内容」に示す本業務委託を円滑に履行するため、準備期間中に次に示すマニュアルを作成し、本組合の承諾を得ること。

また、施設の運転に合わせてマニュアル類を修正又は変更する場合は、本組合と協議すること。

1 運転管理マニュアル

本施設の運転操作、運転調整等に関して、操作手順及び方法等について取扱説明書を参考に運転管理マニュアルを作成すること。

2 施設保全マニュアル（保守点検マニュアル）

本施設の設備装置、機器等が所定の性能を発揮し、処理機能が適正に確保できるよう設備装置の保安全管理に関する施設保全マニュアルを作成すること。

3 緊急対応マニュアル

緊急時における人身の安全確保、本組合及び関係機関への報告等必要な処置を適正かつ迅速に行うため、緊急時における詳細な手順等を示した緊急対応マニュアルを作成すること。

4 事故対応マニュアル

事故発生時における人身の安全確保、本組合及び関係機関への報告等必要な処置を適正かつ迅速に行うため、事故発生時における詳細な手順等を示した事故対応マニュアルを「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（環境省）」を参考に作成すること。

第4節 業務の引継ぎ・運営準備

受託者は、本業務委託の最終年度に次期包括管理運営業務委託の準備期間における本施設運営引継に関する計画書（以下「準備計画書」という。）を作成すること。

受託者は次期包括管理運営業務受託者に対し、準備計画書に従い、業務引継ぎ、運転人員の確保、教育訓練等、業務履行を開始するために必要な準備業務を受託者の負担により実施すること。

なお、次期包括管理運営業務受託者が本業務受託者と同じ場合はこの限りではない。

第3章 業務内容

受託者は、業務の履行に必要な関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って、本業務委託を遂行しなければならない。

また受託者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、故障、事故等のトラブルにおいても適切かつ迅速に処置しなければならない。

第1節 運営管理に関する事項

1 労働安全衛生管理、作業環境管理

本業務委託に当たっては、「労働安全衛生法」等の関係法令による規定を遵守し、施設の運転や点検・清掃等の維持管理作業が安全かつ衛生的に行えるよう安全・衛生対策に十分配慮すること。

- (1) 労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、業務に必要な管理者、組織等を整備すること。
- (2) 整備した安全衛生管理体制について、本組合に報告すること。また、変更が生じた場合は速やかに本組合に報告すること。
- (3) 作業に必要な保護具、測定器具等を整備し、必要に応じて従事者に使用させること。
また、保護具、測定器具等は定期的に点検し、常に安全な状態を保つようにすること。
- (4) 日常点検、定期点検等により労働安全衛生上、本施設の改善が必要な場合は、本組合と協議のうえ適切に対応すること。
- (5) 労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、従事者の健康管理に努めること。
- (6) 従事者に対して定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (7) 安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。なお、訓練の実施については事前に本組合に報告し、訓練実施後は報告書を提出すること。
- (8) 施設内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

2 情報管理

(1) 貸与図書管理

ア 受託者が本業務委託を履行する上で必要とする本施設関係図書、その他本業務委託履行に必要な書類については、本組合がこれを貸与する。

イ 受託者は貸与された書類等について台帳を作成し、その保管状況を把握する

こと。

また、受託者の責めに帰すべき理由により紛失等があった場合は、これを弁償すること。

ウ 整備修繕、更新等により設計図書、完成図書等の内容について変更・修正が必要となった場合は、本組合と協議の上、変更・修正を行うこと。

(2) 本業務委託に関する記録の管理・保管

本業務委託に関する運転管理記録(「第3章 第6節 1 運転管理記録」参照)、施設保全記録(「第3章 第6節 2 施設保全記録」参照)は適切に管理し、適正に保管すること。

3 緊急時対応及び防災管理

(1) 消防法等関係法令に基づき、本施設の防災上必要な管理者、組織等の防災管理体制を整備し、本組合に報告すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。

(2) 緊急時には緊急対応マニュアルに従った適切な対応を迅速に行うこと。

なお、緊急対応マニュアルについては、必要に応じて適宜改訂すること。

(3) 事故発生時には事故対応マニュアルに従った適切な対応を迅速に行うこと。

なお、事故対応マニュアルについては、必要に応じて適宜改訂すること。

(4) 自然災害、機器の故障、停電、事故等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑え、二次災害の防止に努めること。

(5) 日常点検、定期点検等の実施において、防災管理上又は労働安全上問題がある場合は、本組合と協議のうえ施設の改善を行い、問題を解決すること。

(6) 台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、警察、消防、病院、本組合等への連絡体制を整備すること。

(7) 緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練を実施すること。

また、訓練の計画及び実施については、事前に本組合と協議すること。

(8) 事故が発生した場合は、直ちに事故の発生状況、発生時の運転記録等を本組合に報告すること。

報告後、原因、対応策等を記載した事故報告書を作成し、本組合に提出すること。

(9) 防災機器の点検を適宜行うこと。

(10) 必要に応じ関係官庁等への報告書を作成し、適正に処理すること。

4 警備・防犯

勤務時間外における本施設の異常時の警報は警備保障会社による機械警備設備により発報され、必要に応じて警備保障会社から運転担当者に連絡が入るシステムとなっている。

本業務委託においては、平日勤務時間内はもとより、休日、夜間等の勤務時間外における本施設の機器異常、警備・防犯・火災等についても受託者にて対応することとし、必要な施設警備・防犯体制を整備し、その費用は受託者の負担とする。

なお、警備・防犯体制の構築に当たって施設の改修が必要となる場合は、その費用は受託者の負担とする。

また、施設警備・防犯体制を変更する場合は、事前に本組合と協議し、承諾を得ること。

5 保険

本組合は災害等による本施設の損害を担保する目的で、本施設の建物及び据付機械を対象とした保険に加入している。

受託者は、本業務委託に伴うリスクに備えるため、第三者損害賠償保険、火災等による損害を補償する保険等、本業務委託履行に当たり必要な保険に加入すること。

保険の加入に当たっては、本業務委託履行期間中に生じ得るリスク管理に係る方針・対策について十分考慮するとともに、保険契約内容等について本組合に報告すること。

第2節 運転管理業務

受託者は「第1章 第3節 1 施設計画処理量」に示す処理量の処理を可能とし、搬入されるし尿等を滞りなく処理すること。また、履行期間中においては「第1章 第3節 4 施設の性能」に示す事項を遵守の上、運転管理を行うこと。

1 各種設備の運転操作

本施設の主な運転操作・調整等業務は次のとおりとする。

- ①受入・貯留設備における運転操作、調整等
- ②水処理設備における運転操作、調整等
- ③汚泥処理設備における運転操作、調整等
- ④脱臭設備における運転操作、調整等
- ⑤その他設備における運転操作、調整等

2 受入業務・搬入管理

(1) 受入管理

搬入されるし尿及び浄化槽汚泥をトラックスケールにて計量を行い、搬入車両の搬入状況について管理記録すること。

記録内容は、搬入日時、搬入物種別、搬入地区、搬入業者名等とする。

(2) 受入時間

搬入車両の受入時間は、「第1章 第3節 3 搬入時間及び各設備運転時間」に示す時間を原則とする。

なお、受入時間外においても本組合が必要とした場合は、事前に協議の上、受入業務を行うこと。

3 残渣等搬出業務

本業務は、残渣等の搬出車両への積込み、搬出記録等の管理とする。

なお、残渣等の運搬、処分または資源化については本業務の範囲外とする。

(1) 残渣等積込作業

各残渣の搬出条件は以下を原則とするが、運搬時に支障（臭気、液だれ等）が生じないよう適正な措置を講ずること。

ア 沈砂

沈砂は洗浄装置で洗浄後十分に水切りを行い、搬出車両に積載する。

イ 脱水し渣

脱水し渣は含水率 60%以下まで脱水処理し、搬出車両に積載する。

ウ 脱水汚泥

脱水汚泥は含水率 85%（目標 82%）以下まで脱水処理し、搬出車両に積

載する。

(2) 残渣等搬出記録の管理

搬出する残渣等について、搬出実績を記録、管理すること。

4 分析・測定等

処理機能の確認、各種法規制への対応、周辺環境の保全等を図るため、定期的に分析及び測定を実施し、記録、管理すること。

分析及び測定の対象項目、方法、頻度等は運転管理計画に明記し、本組合の承諾を得ること。

また本組合が、記録、資料等を要求した場合は速やかに提出すること。

(1) 必須項目の分析・測定

関係法令等に定められた方法及び頻度で、以下に示す項目について分析・測定を行うこと。

測定結果が「第1章 第3節 4施設の性能」に示す自主基準値を超えた場合は速やかに本組合に報告するとともに、必要な処置を行うこと。

ア 放流水

(ア) 分析項目

① 毎月実施項目

pH、SS、BOD、COD、全窒素、全リン、塩素イオン、色度、大腸菌群数、鉱油類、動植物油類

② 毎年実施項目

下水道法施行令第9条の4（全33項目）

(イ) 分析機関

計量証明事業者であること。

イ 脱水汚泥・脱水し渣（各処理系統毎に、各1検体以上）

① 溶出試験

- ・分析項目：T-Hg、Cd、Pb、Cr⁶⁺、As、CN、Zn、Cu、Se
- ・実施頻度：1回／年

② 蛍光X線分析による含有成分分析

- ・分析方法：ファンダメンタルパラメーター法による半定量分析。Cl、Cr、P、Asは特に確認すること。また、含水率及び強熱減量については一般分析で行う。
- ・実施頻度：1回／年
- ・備考：蛍光X線分析に伴う前処理（成型、乾燥）及びC、H、N元素分析を含むこと。

ウ 混合し尿

- ・分析項目：pH、BOD、COD、SS、全窒素、全リン
- ・実施頻度：3回／年（原則7月、10月、1月）

(2) 任意項目の分析・測定

ア 工程別処理水等の分析

搬入物の性状の把握、工程ごとの処理機能の確認、基準及び設計条件との適合確認等を目的として適宜実施すること。

イ 脱臭装置の臭気成分測定

脱臭装置の処理機能確認等を目的として、各脱臭装置の出入口部で臭気の簡易測定（検知管による測定）を月1回以上実施すること。

(ア) 分析項目

硫化水素、アンモニア等

(イ) 分析方法

検知管法

(3) 水質試験室の保全・管理

ア 水質試験室の管理

水質試験室設備を使用する場合、各分析機材、各試薬等は受託者の責任において適正に管理すること。

イ 廃液等の適正処理

水質分析等に伴って発生する廃液等については、受託者の責任において適正に処理すること。

第3節 施設保全業務

受託者は、施設の建物、各設備、各機器等を適切に保安全管理し、本業務委託の履行期間にわたり維持すること。

1 各種設備の保守

(1) 日常点検・定期点検及び保守業務

ア 巡回点検

(ア) 本施設の巡回点検は、処理状況及び設備の状況に応じて回数を定め、本施設の運転状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めること。

(イ) 巡回点検に当たり、機器の状態に注意し、異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意すること。

(ウ) 巡回点検結果を記録管理し、異常を発見した場合は、速やかに適切な措置を講じるとともに、内容を記録すること。

イ 日常点検・定期点検及び保守業務の内容

本業務における主な内容は次のとおりとする。

- ①受入・貯留設備における点検及び保守
- ②水処理設備における点検及び保守
- ③汚泥脱水設備における点検及び保守
- ④脱臭設備における点検及び保守
- ⑤残渣等搬出設備における点検及び保守
- ⑥上記以外の各種設備における点検及び保守
- ⑦搬入出路の点検及び保守
- ⑧電気工作物、消防用設備、自動扉、トラックスケールの点検及び保守
- ⑨その他必要な点検保守業務

ウ 設備台帳による管理

施設の設備状況については、常に最新の情報がわかるように点検整備結果を記録し、機器管理台帳を適宜整備すること。

(2) 定期点検整備及び修繕等

ア 計画修繕

受託者は各年度の定期点検整備・修繕計画（添付資料5）に基づき、計画的に定期点検整備及び修繕等を実施すること。

計画を変更する場合は、その理由、施工時期、工程等について本組合と事前に協議の上、変更計画書を提出し、実施すること。

また、定期点検整備や修繕等を実施する際は、実施期間中において管理監督を行うこと。

イ 計画外修繕

履行期間中、予期しない事態等が発生し、緊急に修繕対応を実施する必要が生じた場合は、速やかに本組合に報告し、協議の上実施すること。

この場合、定期点検整備や修繕計画の内容を一部変更又は調整すること等で対応することを基本とし、当初の定期点検整備・修繕計画が大幅に変更となるような大規模修繕が必要となった場合を除き、軽微な計画の変更とし、契約金額の変更（増減）は行わないものとする。

2 水槽清掃

受託者は次に示す水槽について槽内清掃を実施し、清掃に伴う一切の費用は受託者の負担とする。

受託者は水槽清掃実施時期等について本組合に報告し、実施時においては、準備、立会、その他必要な作業を行うこと。

(1) し尿受入槽 [A・B]

実施頻度：3回／年・槽

(2) 残渣受入槽

実施頻度：3回／年

(3) し尿貯留槽 [A・B]

実施頻度：1回／8ヶ月・槽（各槽年2回又は1回）

(4) 予備貯留槽 [A・B]

実施頻度：1回／8ヶ月・槽（各槽年2回又は1回）

(5) 放流槽

実施頻度：2回／年

(6) 雑排水槽

実施頻度：1回／年

3 法定点検・法定検査

本施設を運営するに当たり、法定点検・法定検査を保守点検計画に基づき実施すること。実施する点検又は検査は、次のとおりとする。

(1) 電気設備（自家用電気工作物保安点検）

ア 月次点検

実施頻度：保安規程による（1回／2ヶ月）

イ 年次点検

実施頻度：保安規程による（1回／年）

(2) 危険物貯蔵所（メタノール）漏洩検査

実施頻度：1回／年

(3) トラックスケール（計量法法定検査）

実施頻度：1回／2年（令和3年度、令和5年度実施）

(4) 精密機能検査〔第3者機関で行うこと〕

実施頻度：1回／3年（令和4年度、令和7年度実施）

(5) 機能検査（自主検査）

実施頻度：1回／年

(6) 消防用設備

実施頻度：2回／年

(7) 冷媒漏洩定期点検

実施頻度：1回／3年（令和5年度実施）

(8) その他施設の運営等に必要な点検又は検査

4 建物及び構内の保安全管理

受託者は、本施設の建物、建物付帯設備、照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の管理・点検を定期的に行い、必要な場合は適切に修理・交換等を行うこと。

また、構内の土木構造物、道路構造物（アスファルト舗装等）や設備について、定期的に管理・点検を行い、適切な維持管理に努めること。

第4節 用役及び物品類の調達・管理業務

1 用役及び物品類の調達

(1) 調達項目

本施設の運営を行うために必要な用役及び物品類は次に示すとおりである。

用役及び物品類の調達・管理計画に基づき、経済性を考慮した調達を行うこと。

- ア 電気
- イ 上水道
- ウ 下水道
- エ 工業用水
- オ ガス
- カ 薬品類（脱臭用活性炭交換含む）
- キ 消耗品類
- ク その他物品類

(2) 品質管理

消耗品類やその他物品類については適切な品質及び規格のものを調達し、設備機器の運転等に支障とならないようにすること。

2 保管・在庫管理

- (1) 調達した物品類（薬品類、消耗品類等）は、常に安全に保管し、使用する際は支障なく使用できるように、品質確保等に留意し適切に管理すること。
- (2) 常に物品類の在庫状況を把握し、在庫不足によって設備機器の運転等に支障とならないように適切な在庫管理を行うこと。

第5節 その他業務

1 施設の清掃

施設清掃計画に基づき清掃を行い、本施設（公園「朝明の森」を含む。）内を清潔に保つこと。建物の定期清掃は、年2回実施するものとする。

2 植栽管理

植栽管理計画に基づき植栽等の維持管理（剪定、刈込、除草、害虫駆除等）を定期的に行い、本施設に係る景観を損なわないようにすること。

対象範囲は、敷地（公園「朝明の森」を含む。）内の植栽とするが、公園「朝明の森」は、地域の自治会（川越町上吉地区）で行う除草管理等の部分があり、その部分については調整を図り、実施すること。また、自治会の除草管理に協力すること。

植栽等の維持管理に伴う一切の費用は受託者の負担とすること。

3 環境測定

本施設の処理性能について、「第1章 第3節 4 施設の性能」に示す（3）騒音・振動及び（4）悪臭に係る規制基準に対して適合確認を行うため、実施計画書に基づいて環境測定を年1回実施し、その結果を本組合に報告すること。

測定及び分析は、計量証明事業者等法的資格を有する第三者機関による。

3 見学者等対応支援

本組合の協力要請に応じ、見学者に対し、資料提供や本施設の処理システムの概要説明等を行い、本施設についての理解を得るよう努めること。

なお、見学者等の対応は本組合が行う。

4 住民対応への協力

（1）常に適切な運営管理を行うことにより、周辺住民の信頼と理解、協力を得られるよう努めること。

（2）住民等から本組合に対し本施設の管理運営に関して意見等があった場合、本組合が行う施策等に協力すること。

第6節 報告書等の作成

受託者は本業務委託に当たり、次に示す報告書等を作成し、提出すること。

1 運転管理記録

搬入量、搬出量、薬品等搬入量、運転データ、用役データ、分析データ、その他特記事項等を記載した日報、月報、年報等運転管理に関する報告書を作成し、本組合に提出すること。

詳細な内容については、本組合と協議の上決定すること。

2 施設保全記録

受託者は各年度における施設保全計画（保守点検計画）に基づき、点検整備及び修繕等、水槽清掃、法定点検・法定検査等を実施した場合は、施行状況写真等を整備した報告書を作成し、本組合に提出すること。

3 業務計画書・業務報告書等

(1) 月間業務実施計画書

受託者は月間の業務計画書を、原則として実施前月の末日までに本組合に提出すること。

月間業務計画書の様式、記載事項については、本業務委託の準備期間において本組合と協議し、決定するものとする。

(2) 月間業務実施完了報告書

受託者は月間の業務実施完了報告書を、月間業務完了後速やかに本組合に提出すること。

月間業務実施完了報告書の様式及び記載事項、提出期限等については、本業務委託の準備期間において本組合と協議すること。

(3) 施設運営状況年度報告書

受託者は各年度の業務を完了したときは、速やかに施設運営に関する年度報告書を提出期限内に本組合に提出する。なお、提出期限は本組合と協議すること。

また、年度報告書は「第2章 第2節 業務実施計画の作成」に示した各業務実施計画で計画した事項に対して、その履行実績が明らかとなるよう作成することとし、記載事項は次に示すとおりとする。

ア 運転管理業務の年度実績

イ 施設保全業務（保守点検業務、点検整備・修繕業務等）の年度実績

ウ 用役及び物品類の調達・管理業務の年度実績

エ その他業務の年度実績

オ 履行実績に対する総括事項（考察、問題提起等）

カ 本組合の指示等により要求した事項

キ 添付資料

点検整備及び修繕等報告書、法定点検・法定検査等報告書、計量証明機関で実施した分析結果・測定結果報告書、その他本組合が指示した資料等を添付する。

添付方法等について、本組合と協議すること。

4 その他資料の作成

受託者は必要に応じて、以下の資料作成を行い、本組合に提出すること。

(1) 維持管理状況の情報公開資料

本施設の維持管理状況における情報公開が必要となった場合、受託者は本組合と協議の上、必要な資料作成を行うこと。

(2) 見学者等来訪時の資料

受託者は見学者等の来訪に際して、必要な資料作成を行うこと。

(3) その他資料

その他、本組合が資料等を要求した場合は、その資料作成を行うこと。

第7節 施設の引渡し

1 施設引渡条件

本施設は、業務委託終了後も引き続き施設稼働を計画している。

施設稼働を行うため、本業務委託の履行期間終了に伴う施設の引渡しに当たっては、次の条件を満足させること。

(1) 処理性能

「第1章 第3節 4施設の性能」に示す処理性能を確保していること。

(2) 安定稼働

通常の保守点検整備によって、継続して本施設を稼働させることが可能であること。

(3) 物品類等の数量

消耗品等の物品の数量が、本業務委託履行期間開始時と同量以上であること。

数量とは、履行期間開始時に本組合と受託者両者にて確認のうえ受渡した量をいう。

2 引渡性能試験要領書

受託者は本業務委託の履行期間終了時に実施する引渡性能試験に当たり、試験の項目、内容、条件、計画等を示した引渡性能試験要領書を本組合と協議の上作成し、本組合の承諾を得ること。

3 施設の引渡し

受託者は、本施設が引渡し条件を満足していることを確認するため、引渡性能試験を行い、試験結果を本組合に報告すること。

引渡性能試験の実施方法は、次のとおりとする。

ア それぞれの項目ごとに、関係法令及び規格等に準拠して行う。

イ 引渡性能試験は、あらかじめ本組合と協議の上、試験項目及び試験方法に基づいて、試験の内容及び運転計画等を明記した引渡性能試験要領書を作成し、本組合の承諾を得て実施する。

引渡性能試験の実施条件は、次のとおりとする。

ア 計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とする。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、本組合の承諾を得て他の適切な機関に依頼する。

イ 試験の結果、性能が満足されない場合は、必要な改造、調整を行い、改めて引渡性能試験を行う。

ウ 資料の採取場所、採取方法、分析の方法の根拠となる各種法令、告示、マニュアル等は、引渡性能試験実施時期において最新のものとする。

エ 引渡性能試験終了後、引渡しの時期 2 週間前を目途として引渡性能試験成績書を本組合に提出する。

本組合と受託者は「引渡性能試験成績書」、「精密機能検査報告書」等を参考に、本施設の引渡しについて、詳細な協議を行うこととする。

4 次期包括管理運営業務受託者への引継ぎ

受託者は本業務委託履行期間終了に当たり、次期包括管理運営業務委託受託者への引継事項を記載した書類を作成し、本組合に提出すること。

また、業務引継ぎに際して本組合が協力を求めた場合は、これに協力すること。

なお、次期包括管理運営業務受託者が受託者と同一の場合はこの限りではない。

5 本契約履行期間終了後における修繕計画・参考見積書の提出

受託者は以下①、②を作成し、本組合に提出すること。

① 設備修繕等計画書

本業務委託履行期間終了の前年度末までに、本業務委託履行期間終了後から 5 年間における設備修繕等（水槽補修、機器点検整備、機器修繕、機器更新、その他施設保全に関する修繕）に関する計画書。

② 参考見積書

本業務委託履行期間終了 前年度の 9 月末までに、本業務委託履行期間終了後から 5 年間における包括管理運営業務委託（運転管理、施設保全、設備修繕等（水槽補修、機器点検整備、機器修繕、機器更新、その他施設保全に関する修繕、その他））に関する参考見積書。

参考見積書作成の際は「朝明衛生センター長寿命化総合計画(令和 6 年 3 月発行)の記載内容を基本とすること。

(本契約において参考見積書の提出時期は令和 11 年 9 月末までとする)。

本組合が本計画に対し、その根拠（保全管理の考え方等）等の説明を求めた場合、受託者は本組合に対し、資料等により説明を行うこと。

第4章 特記事項

1 性能未達・業務不履行に関する事項

(1) 性能未達

ア 性能未達の定義

「第1章 第3節 4施設の性能」に示す放流水水質のうち、自主基準値(最大値)を満足できない場合は、性能未達とする。

イ 性能未達時の措置

- (ア) 受託者は、事態が生じた場合は、遅滞なく本組合に報告すること。
- (イ) 受託者は、速やかに改善に当たるとともに、原因を究明の上改善計画書を作成し、本組合に提出すること。
- (ウ) 事態発生への対応は、受託者自らの負担で必要な措置を講ずること。
- (エ) 性能未達が生じた場合、本組合は受託者の管理業務内容に対し、必要に応じて指示を行うことができる。
- (オ) 受託者の責めに帰すべき理由による性能未達が生じ、これにより本組合に損害が生じた場合、受託者はこれを賠償する責任を負う。

(2) 業務不履行

次に示す場合は、減額対象となる業務不履行とする。

ア 明らかに受託者の責めにより搬入停止に至った場合

イ 法的に行うことが義務づけられている点検・検査・分析・測定等を実施しなかった場合

ウ 異常が感じられた場合に、騒音、振動、悪臭、水質等の確認等、異常に対する適切な処置を実施しなかった場合

(3) 委託料の減額

性能未達、業務不履行が生じた月に支払う委託料の100分の10に相当する額を減額する。

2 委託料の精算に関する事項

(1) 委託料の精算

本業務委託履行期間中に、次に示すような状態が発現したことにより、契約内容及び委託金額に大幅な不都合、不合理が生じた場合は、本組合と受託者が協議して解決するものとする。

ア 法令等の規制強化により、遵守すべき性能基準を変更する必要がある場合

イ 税制変更、急激なインフレーション又はデフレーション等により契約金額が著しく不適當となった場合

- ウ 想定量を超える著しい搬入量の増減が発生した場合
- エ 受託者が提出した施設保全計画において、定期点検整備・修繕計画の変更が確定した場合
- エ その他委託料の精算が必要と認められる場合

(2) 精算マニュアル

受託者は本業務委託契約締結後直ちに、委託料の精算が発生した時に適用する精算マニュアルを「【添付資料6】委託料精算の基本方針」に基づき作成し、本組合の承諾を得ること。

ア 精算マニュアルの運用

精算マニュアルに基づき、本組合、受託者が協議して解決するものとする。

イ 精算マニュアルの改訂

精算マニュアルにない不都合、不合理が生じた場合は、本組合と受託者は協議の上、解決するものとする。

解決に用いた手法、手段については、精算マニュアルに項目の追加等を行い改訂する。

3 リスク管理に関する事項

(1) 責任分担の基本的な考え方

本業務委託の実施に当たり、公共施設の管理者としての責任は本組合にあるが、本業務委託の範囲における施設の運転管理及び維持管理上の責任は、原則として受託者が負うものとする。

ただし、本組合が責めを負うべき合理的な理由があると認められる事項の取扱いについては、本組合と受託者が協議の上、決定するものとする。

(2) リスク分担

本業務委託の履行において想定されるリスク分担等については、「【添付資料7】リスク分担に係る基本的な考え方」に基づき、具体的な運用について本組合と受託者協議の上、決定するものとする。

4 本業務委託の継続が困難となった場合の措置

(1) 受託者の責めに帰すべき事由の場合

ア 受託者の責めに帰すべき事由により本業務委託の継続が困難となった場合、又はその懸念が生じた場合、本組合は受託者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の策定又は実施を求めることができる。

受託者が当該期間内に改善することができなかつた場合、本組合は、委託契約を解除することができる。

イ 受託者が倒産し、又は受託者の財務状況が著しく悪化し、その結果、委託契

約に基づく業務の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は、委託契約を解除することができる。

ウ 上記ア及びイの規定により本組合が委託契約を解除した場合、受託者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本組合の責めに帰すべき事由の場合

ア 本組合の責めに帰すべき事由により本業務委託の継続が困難となった場合、受託者は委託契約を解除することができる。

イ 上記アの規定により受託者が委託契約を解除した場合、本組合は、受託者に生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

不可抗力、その他本組合及び受託者の責めに帰すことのできない事由により本業務委託の継続が困難となった場合、本組合及び受託者は本業務委託継続の可否について協議する。

なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に書面により事前に通知することによって、本組合及び受託者は、委託契約を解除することができる。

《添付資料》

- 【添付資料1】 フローシート (図1-1, 1-2)
- 【添付資料2】 施設全体配置図 (図2)
- 【添付資料3】 し尿・浄化槽汚泥の搬入実績及び搬入計画
- 【添付資料4】 し尿・浄化槽汚泥等の性状
- 【添付資料5】 朝明衛生センター整備対象設備一覧表
- 【添付資料6】 委託料精算の基本方針
- 【添付資料7】 リスク分担に係る基本的な考え方

【添付資料 1】

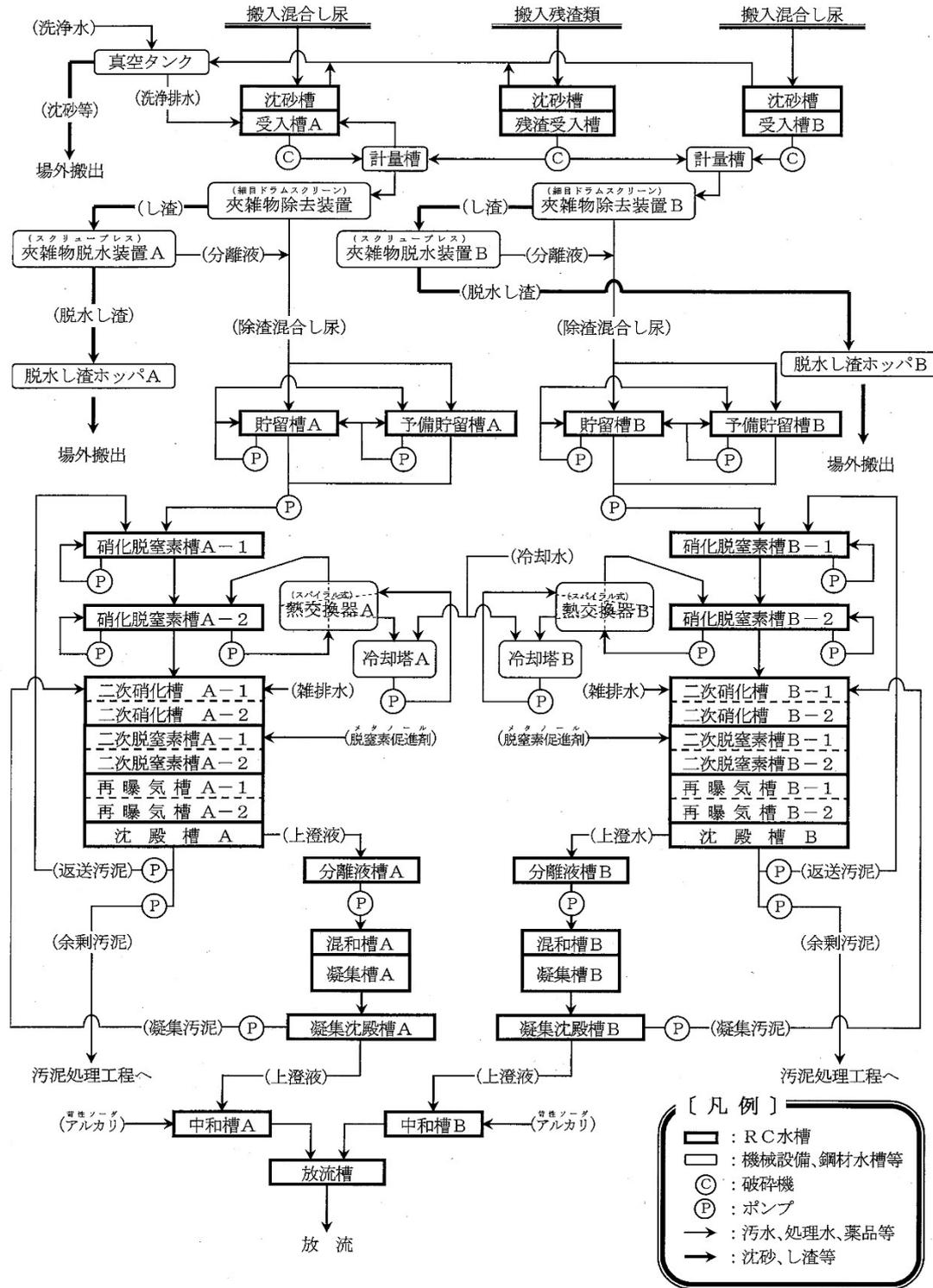


図1-1 処理工程図(水処理)

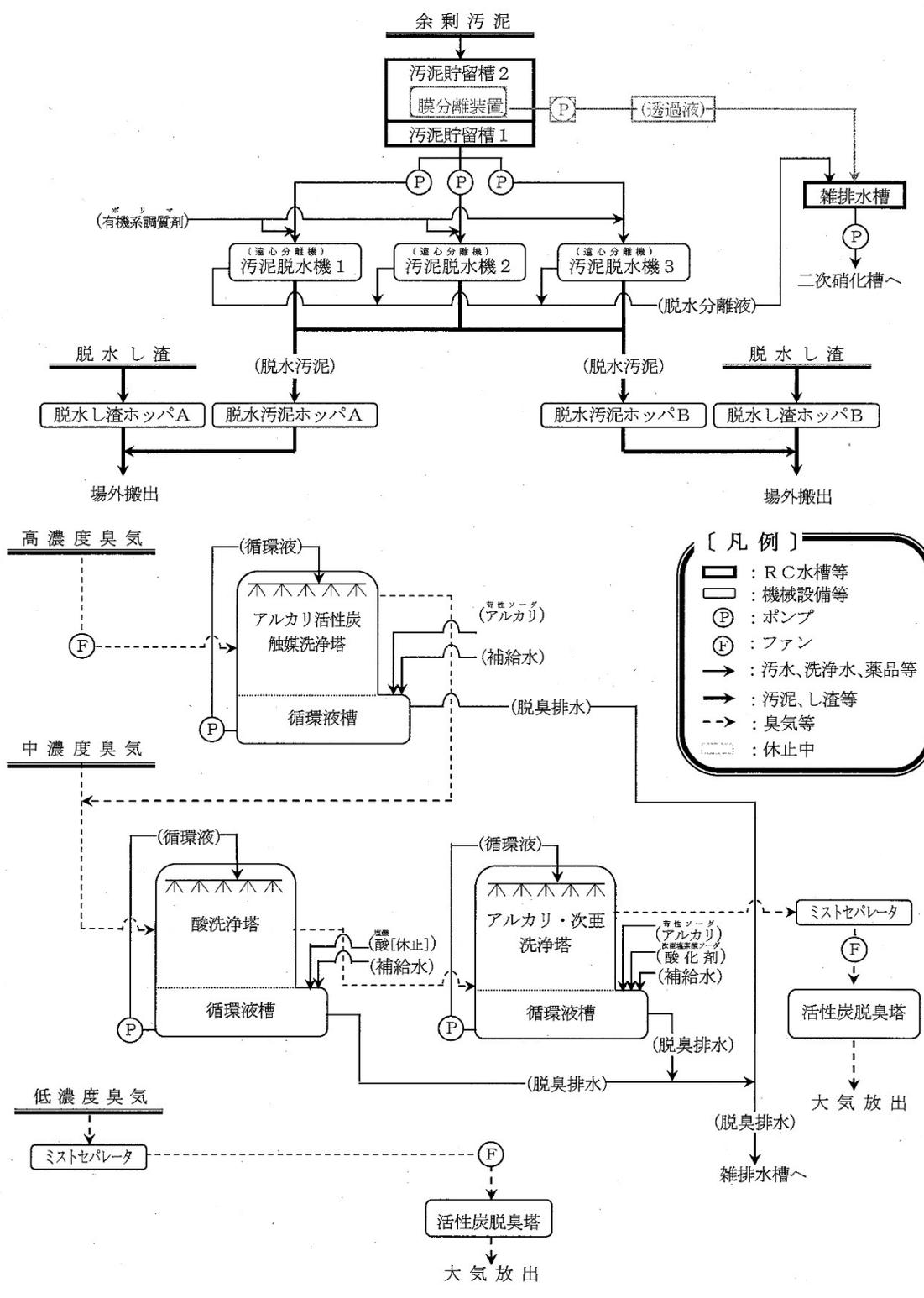


図1-2 処理工程図（汚泥処理・脱臭処理）

【添付資料2】

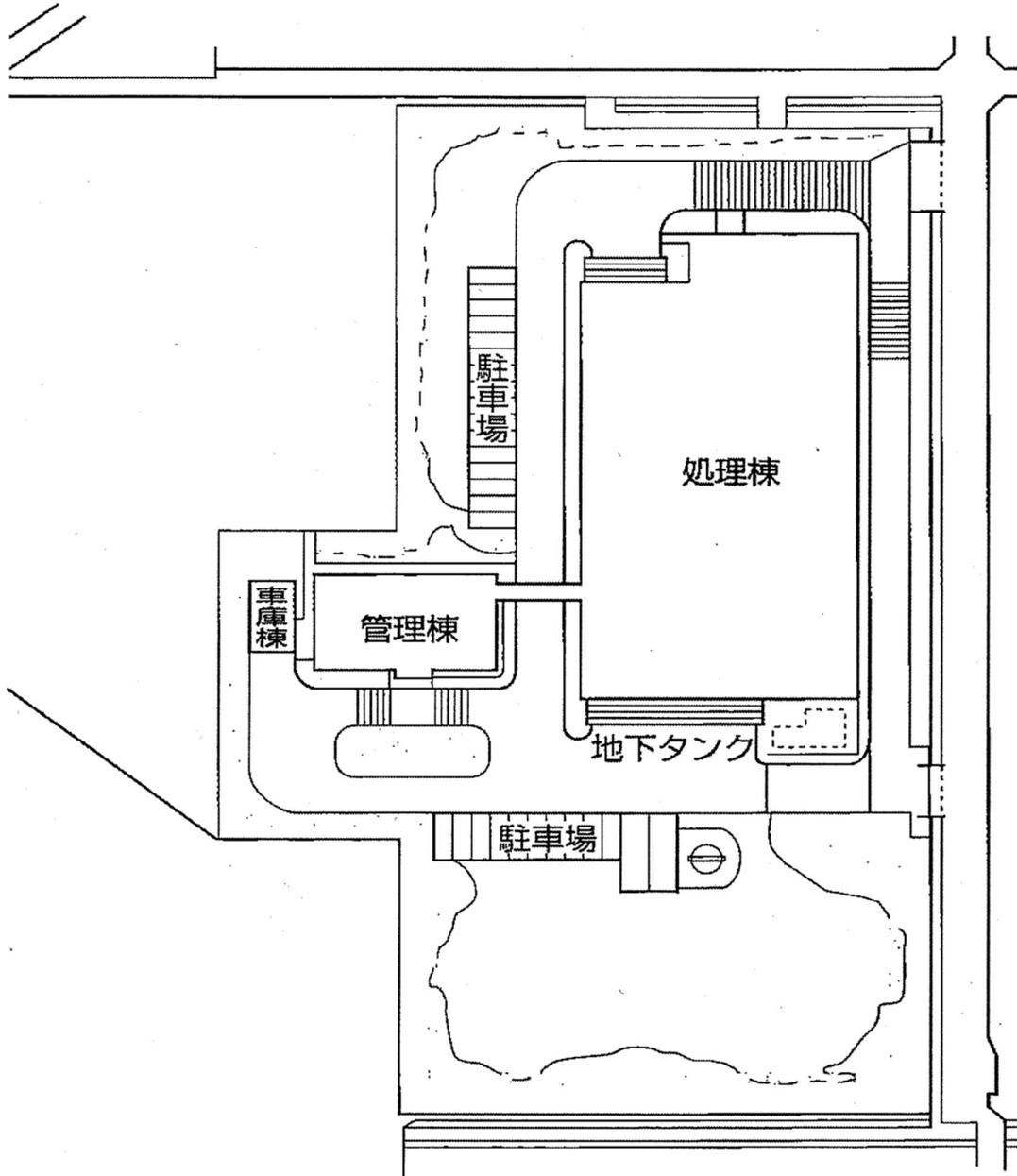


図2 施設全体配置図

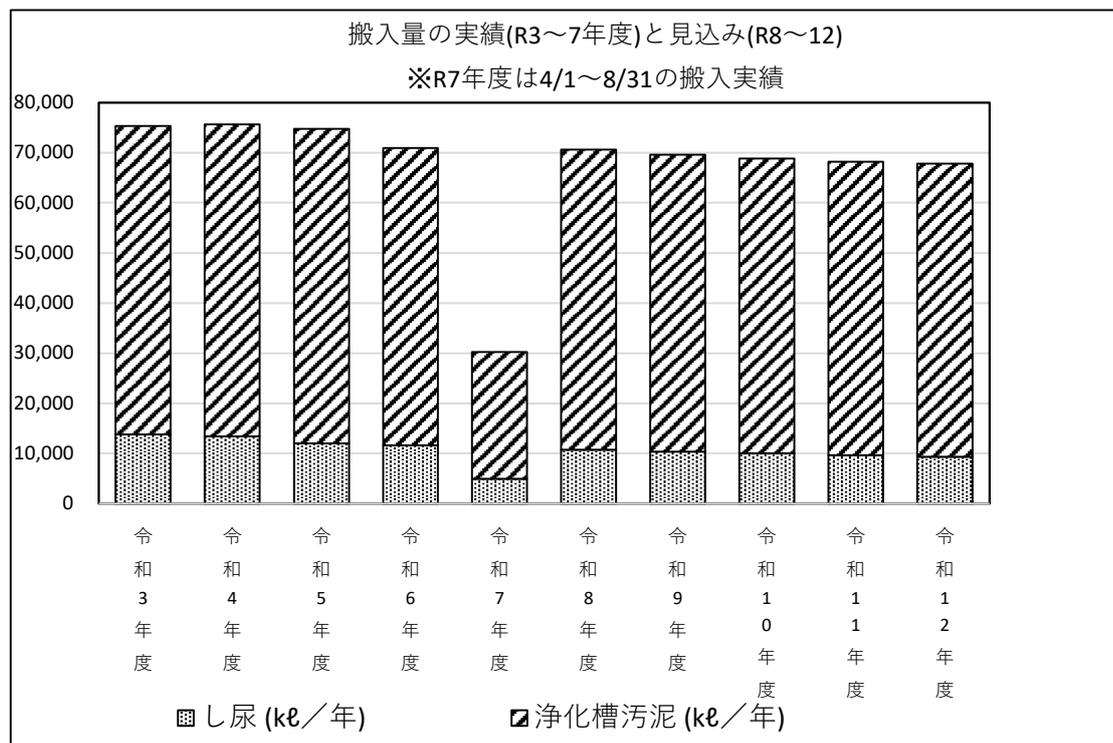
【添付資料3】 し尿・浄化槽汚泥の搬入実績及び搬入見込み

		搬入量			平均搬入量※1 (kℓ/日)	搬入率 ※3 (%)	浄化槽汚泥混入率 (%)
		し尿 (kℓ/年)	浄化槽汚泥 (kℓ/年)	合計 (kℓ/年)			
実績	令和3年度	13,807.72	61,500.91	75,308.63	206	68.7	81.7
	令和4年度	13,401.80	62,244.30	75,646.10	207	69.0	82.3
	令和5年度	12,008.54	62,718.73	74,727.27	204	68.0	83.9
	令和6年度	11,591.95	59,379.53	70,971.48	194	64.7	83.7
	令和7年度	4,916.92	25,284.49	30,201.41	248	82.7	83.7
見込み	令和8年度	10,749	59,863	70,612	193	64.3	84.8
	令和9年度	10,367	59,214	69,581	191	63.7	85.1
	令和10年度	10,006	58,859	68,865	188	62.7	85.5
	令和11年度	9,665	58,515	68,180	187	62.3	85.8
	令和12年度	9,342	58,462	67,804	186	62.0	86.2

※1. 閏年について。令和6年2月(令和5年度)、令和10年2月(令和9年度)の最終日は29日。

※2. 令和7年度は4月1日～8月31日の153日間での搬入実績。

※3 処理能力(300kℓ/日)に対する搬入量



【添付資料4】 し尿・浄化槽汚泥等の性状

○混合し尿の性状

	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
R6.1.24	7.4(20℃)	3,300	3,100	7,900	630	100
R6.7.22	7.0(20℃)	2,900	3,100	7,700	660	130
R6.10.18	7.7(22℃)	1,500	2,400	6,000	530	87
R7.1.20	7.9(19℃)	960	810	770	450	60
R7.7.18	7.3(22℃)	3,200	4,100	7,300	680	110

※原水の実験結果(計量証明書)より抜粋。上記以外の成分は未測定。

【添付資料5】朝明衛生センター整備対象設備一覧表

修繕・整備項目	タグNo.	設備分類 / 機器名	実施内容 ◎：更新、○：整備、▲：点検、△：納入	修繕・整備内容・交換部品等					備考
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
1. 前処理貯留設備									
破砕機	M101	残渣破砕機	○1：点検整備 切刃、破砕羽根車、格子、シュラウドリング、オイルシール、ガスケット					○2	
	M111-A1	破砕機	○2：点検整備 ○1：点検整備＋スリーブ	○1	○3	○4	○5	○2	
	M111-A2		○3：点検整備 ○2：点検整備＋主軸	○1	○1	○3	○4	○5	
	M111-AC		○4：点検整備 ○1：点検整備＋中間ケーシング	○1	○3	○4	○5	○2	
	M111-B1		○5：点検整備 ○1：点検整備＋加圧羽根車	○1	○3	○4	○5	○2	
	M111-B2			○1	○1	○3	○4	○5	
	M111-BC			○1	○3	○4	○5	○2	
立型ポンプ	M121-A1	貯留槽スカム破砕ポンプ	○1：点検整備 メカニカルシール交換ユニット、面パッキン、カッタープレート、羽根車、モータベアリング、反負荷側電動機ブラケット					○1	
	M121-A2						○1		
	M121-B1						○1		
	M121-B2						○1		
	M122-A1	予備貯留槽スカム破砕ポンプ	○1：点検整備 メカニカルシール交換ユニット、面パッキン、カッタープレート、羽根車、モータベアリング、反負荷側電動機ブラケット			○1			
	M122-A2					○1			
	M122-B1					○1			
前処理設備	M601-A1	ドラムスクリーンA	○1：点検整備 消耗品交換、内面塗装		○2		○3		
	M601-A2		○2：点検整備 消耗品交換、内面塗装、窓ガラス、ワイパー、スプロケット、駆動チェーン、オーバーロー検知電極、洗浄水配管、高圧洗浄水ヘッド、フラケット、給液管、臭気フード		○2		○3		
	M601-B1	ドラムスクリーンB	○3：点検整備 消耗品交換、内面塗装、駆動軸・エンドプレート、接続シュート	○1		○2		○3	
	M601-B2			○1		○2		○3	
	M602-A1	洗浄空気ファンA	○1：点検整備 Vベルト、内面塗装		○2		○3		
	M602-A2		○2：点検整備 Vベルト、内面塗装、プーリー		○2		○3		
	M602-B1	洗浄空気ファンB	○3：点検整備 Vベルト、内面塗装、インペラー、軸組品	○1		○2		○3	
	M602-B2			○1		○2		○3	
	M603-A1	スクリープレスA	○1：点検整備 消耗品交換、内外面塗装、スクリーシャフト刃肉盛補修		○3		○5		
	M603-A2		○2：点検整備 ○1：点検整備＋テーパードラム、入口ドラム、中間ハウジング		○3		○5		
	M603-B1	スクリープレスB	○3：点検整備 ○1：点検整備＋出口フレーム＋スクリーシャフト						
	M603-B2		○4：点検整備 ○1：点検整備＋出口フレーム＋スクリーシャフト(補修品)	○2		○4		○5	
	M604-A1	油圧ユニットA	○5：点検整備 ○1：点検整備＋スプロケット、駆動チェーン、プレッシャー組品、油圧シリンダー、マニュアルバルブ、油圧配管						
	M604-A2		○1：点検整備 オイル交換、外面塗装		○2		○3		
	M604-B1	油圧ユニットB	○2：点検整備 オイル交換、外面塗装、電動機		○2		○3		
	M604-B2		○3：点検整備 圧力計、リリースバルブ	○1		○2		○3	
	M605-A1	前処理洗浄水ポンプA							
	M605-A2								
	M605-B1	前処理洗浄水ポンプB							
	M605-B2								
M621-A1	温水タンクユニットA-1	○：点検整備 ヒーター							
M621-A2	温水タンクユニットA-2								
M621-B1	温水タンクユニットB-1								
M621-B2	温水タンクユニットB-2								
し渣コンベア	M608-A	し渣コンベヤ	○：点検整備 グランドパッキン交換	○1				○	
	M608-B		○1：点検整備 軸受・グランドパッキン交換	○1				○	
2. 一次・二次処理設備									
一軸ねじ式ポンプ	M123-A1	投入ポンプ	○1：点検整備 ステーター、ロータ、PAシールキット、セーフティスリーブ等			○2			
	M123-A2		○2：点検整備 ○1：点検整備＋軸受、ドライブシャフト、カップリングロッド、メカニカルシール等			○2			
	M123-B1					○2			
	M123-B2					○2			
	M131-A	返送汚泥ポンプ	○1：点検整備 ステーター、ロータ、PAシールキット、セーフティスリーブ等				○2		
	M131-B		○2：点検整備 ○1：点検整備＋軸受、ドライブシャフト、カップリングロッド、メカニカルシール等				○2		
	M131-C						○2		

修繕・整備項目	タグNo.	設備分類 / 機器名	実施内容 ◎：更新、○：整備、▲：点検、△：納入 修繕・整備内容・交換部品等	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	備考
	M132-A1	余剰汚泥ポンプ	○1：点検整備 ステーター、ロータ、PAシールキット、セーフティスリーブ等 ○2：点検整備 ○1：点検整備+ドライブシャフト、カップリングロッド、メカニカルシール等			○2			
	M132-A2					○2			
	M132-B1					○2			
	M132-B2					○2			
	M141-A1	分離液ポンプ	○1：点検整備 ステーター、ロータ、PAシールキット、セーフティスリーブ等 ○2：点検整備 ○1：点検整備+ドライブシャフト、カップリングロッド、メカニカルシール等					○2	
	M141-A2							○2	
	M141-B1							○2	
	M141-B2							○2	
	M142-A	凝沈汚泥ポンプ	○1：点検整備 ステーター、ロータ、PAシールキット、セーフティスリーブ等 ○2：点検整備 ○1：点検整備+ドライブシャフト、カップリングロッド、メカニカルシール等					○2	
	M142-B							○2	
	M142-C							○2	
	M213-A	雑排水ポンプ	○1：点検整備 ステーター、ロータ、PAシールキット、セーフティスリーブ等 ○2：点検整備 ○1：点検整備+ドライブシャフト、カップリングロッド、メカニカルシール等					○2	
M213-B							○2		
M213-C							○2		
コンプレッサ	M311-1	計装用コンプレッサー	◎：更新 コンプレッサ本体、冷媒回収作業 ○：点検整備（現地） 消耗品の交換		○			○	
	M311-2				○			○	
ブロワ	M351-1	曝気ブロア	○1：点検整備 ベアリング、オイルシール、Vリング等 ○2：点検整備 ○：点検整備+モーターベアリング	○1		○2		○1	
	M351-2			○1		○2		○1	
	M151-1	攪拌ブロア	○1：点検整備 ベアリング、オイルシール、Vリング等 ○2：点検整備 ○：点検整備+モーターベアリング	○1		○2		○1	
	M151-2			○1		○2		○1	
大型ポンプ	M401-A1	循環液ポンプ	○1：点検整備 消耗部品、メカA ○2：点検整備 消耗部品、メカB ○3：点検整備 消耗部品、メカB、軸受			○3			
	M401-A2					○3			
	M401-AC					○3		○1	
	M401-B1					○3		○1	
	M401-B2					○3		○1	
	M401-BC					○3		○1	
	M411-A1	熱交ポンプ	○1：点検整備 消耗部品、メカ ○2：点検整備 消耗部品、メカ、軸受等 ○3：点検整備 消耗部品、メカ、軸受、モーターベアリング等	○3				○1	
	M411-A2			○3				○1	
	M411-B1					○3		○1	
	M411-B2					○3		○1	
	M411-AC							○1	
	M411-BC							○1	
水中攪拌機	M431-A1	水中攪拌機	△：納入 攪拌機本体納入	△					
	M431-A2			△					
	M431-B1			△					
	M431-B2			△					
水槽攪拌機	M501-A	混和槽攪拌機	◎：更新 攪拌機本体					◎	
	M501-B							◎	
	M502-A	凝集槽攪拌機	◎：更新 攪拌機本体					◎	
	M502-B							◎	
	M504-A			中和槽攪拌機	◎：更新 攪拌機本体				
M504-B							◎		
クーリングタワー	M821-A	Aクーリングタワー	○：点検整備 軸受ブラケットユニット、Vベルト、モーターベアリング、充填材羽根車、水槽ピット	○					
	M821-B			○					
冷却水ポンプ	M811-A1	冷却水ポンプ	◎：更新 ポンプ部、カップリングゴム						
	M811-A2								
	M811-AC			◎					
	M811-B1								
	M811-B2								
M811-BC	◎								
サンプリングポンプ	M582	サンプリングポンプ	△：納入 ポンプ本体	△					
3. 給水設備									
ポンプユニット	MP201-1	プロセス用水ポンプ	○：点検整備 消耗部品交換、基板、インバータ		○				
	MP201-2				○				

修繕・整備項目	タグNo.	設備分類 / 機器名	実施内容 ◎：更新、○：整備、▲：点検、△：納入	修繕・整備内容・交換部品等					備考
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
4. 汚泥処理設備									
汚泥コンベヤ	M711-1	No. 1 脱水汚泥コンベヤ	○1：点検整備 中間吊り用部品（オイレスメタル、シャフト） ○2：点検整備 ○1：点検整備＋軸受、スプロケット	○1			○2		
	M711-2	No. 2 A脱水汚泥コンベヤ	○：点検整備 軸受、グランドパッキン交換	○1				○	
	M711-3	No. 2 B脱水汚泥コンベヤ	○1：点検整備 ○：点検整備＋下部ベンド主軸、スプロケット	○1				○	
汚泥ホッパ		A系汚泥ホッパ	○：点検整備 グランドパッキン交換	○					
		B系汚泥ホッパ			○				
脱水機	M701-1	汚泥脱水機 主動機	○1：工場整備・現地整備 消耗部品交換、バランス調整	○2	○2	○3	○2	○2	
	M701-2	差動機	○2：現地点検 定期自主検査＋点検 パッキン、Uゴム、Vベルト等	○2	○2	○3	○2	○2	
	M702-1	主動機	○3：○1：工場整備＋内胴スクリュ肉盛り溶接	○1	○2	○2	○3	○2	
	M702-2	差動機		○1	○2	○2	○3	○2	
	M703-1	主動機		○2	○1	○2	○2	○3	
	M703-2	差動機		○2	○1	○2	○2	○3	
一軸ねじ式ポンプ	M212-1	汚泥濃縮循環ポンプ	○1：点検整備 ステーター、ロータ、PAシールキット、セーフティスリーブ等 ○2：点検整備 ○1：点検整備＋ドライブシャフト、カップリングロッド、メカニカルシール等	○2		○1		○2	
	M212-2			○2		○1		○2	
一軸ねじ式ポンプ	M211-1	給泥ポンプ	○1：点検整備 ステーター、ロータ、PAシールキット、セーフティスリーブ等 ○2：点検整備 ○1：点検整備＋ドライブシャフト、カップリングロッド、メカニカルシール等	○1		○2		○1	
	M211-2			○1		○2		○1	
	M211-3			○1		○2		○1	
	M572-1	脱水ポリマーポンプ	○1：点検整備 ステーター、ロータ、PAシールキット、セーフティスリーブ等					○1	
	M572-2		○2：点検整備 ○1：点検整備＋ドライブシャフト、カップリングロッド、メカニカルシール等					○1	
M572-3							○1		
熱交換器	-	熱交換器A-1	○：点検整備 分解清掃、パッキン交換			○			
	-	熱交換器A-2				○			
	-	熱交換器B-1				○			
	-	熱交換器B-2				○			
5. 薬注設備									
ダイヤフラムポンプ	M521-A	硝化脱窒素槽用消泡剤ポンプ	△1：納入 ポンプ消耗部品（バルブセット、ダイヤフラム）、安全弁3個、背圧弁2個、エアチャンバー2個、圧力計2個	△2		△2		△2	
	M521-B			△2		△2		△2	
	M521-C		△2：納入 ポンプ消耗部品（バルブセット、ダイヤフラム）	△2		△2		△2	
	M524-A	二次硝化槽用消泡剤ポンプ	△1：納入 ポンプ消耗部品（バルブセット、ダイヤフラム）、安全弁3個、背圧弁2個、エアチャンバー2個、圧力計2個	△2		△2		△2	
	M524-B			△2		△2		△2	
	M524-C		△2：納入 ポンプ消耗部品（バルブセット、ダイヤフラム）	△2		△2		△2	
ダイヤフラムポンプ	M523-A	硫酸バンドポンプ	△1：納入 ポンプ消耗部品（バルブセット、ダイヤフラム）、安全弁3個、背圧弁2個、エアチャンバー2個、圧力計2個	△2		△2		△2	
	M523-B			△2		△2		△2	
	M523-C		△2：納入 ポンプ消耗部品（バルブセット、ダイヤフラム）	△2		△2		△2	
	M543-A	中和用苛性ポンプ	△1：納入 ポンプ消耗部品（バルブセット、ダイヤフラム）、安全弁3個、背圧弁2個、エアチャンバー2個、圧力計2個		△2		△2		
	M543-B				△2		△2		
	M543-C		△2：納入 ポンプ消耗部品（バルブセット、ダイヤフラム）		△2		△2		
	M544-1	脱臭苛性ポンプ	△1：納入 ポンプ消耗部品納入（バルブセット、ダイヤフラム）、安全弁3個、エアチャンバー2個、圧力計2個、圧力計2個		△2		△2		
	M544-2				△2		△2		
	M544-3		△2：納入 ポンプ消耗部品（バルブセット、ダイヤフラム）		△2		△2		
	M551-1	次亜ポンプ	△：納入 ポンプ消耗部品納入（バルブセット、ダイヤフラム）、安全弁2個、エアチャンバー1個、圧力計1個		△2		△2		
M551-2		△2：納入 ポンプ消耗部品（バルブセット、ダイヤフラム）		△2		△2			
自動溶解装置	M561	脱水ポリマー自動溶解装置	○：点検整備 消耗部品、モーター、攪拌機				○		
6. 脱臭設備									
脱臭設備	-	アルカリ活性炭触媒洗浄塔	○1：点検整備 塔内・充填材洗浄、カーボン充填材取替 ○2：点検整備 ○1：点検整備＋エリミネータ、点検口、圧力計 ○3：点検整備 ○1：点検整備＋ノズル ○4：点検整備 ○1：点検整備＋パッキン	○3	○1	○4	○1	○1	
	-	酸洗浄塔	○1：点検整備 塔内・充填材洗浄、塔内洗浄、エリミネータ洗浄 ○2：点検整備 ○1：点検整備＋パッキン ○3：点検整備 ○1：点検整備＋ミスト捕集マット	○1	○3	○2	○1	○1	

修繕・整備項目	タグNo.	設備分類 / 機器名	実施内容 ◎：更新、○：整備、▲：点検、△：納入	修繕・整備内容・交換部品等					備考
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	-	アルカリ洗浄塔	○1：点検整備 塔内・充填材洗浄、塔内洗浄、エリミネータ洗浄 ○2：点検整備 ○1：点検整備+パッキン ○3：点検整備 ○1：点検整備+ミスト捕集マット ○4：点検整備 ○1：点検整備+エリミネーター	○4	○1	○2	○3	○1	
	M893	低濃度ダストキャッチャー	○1：点検整備 本体清掃、チェン給油、フィルター取替 ○2：点検整備 ケーシング清掃、チェン給油	○2	○1	○2	○1	○2	
	M894								
	M831	高濃度脱臭ファン	○1：点検整備 分解清掃、消耗品取替（軸受、ガスケット、ナットカバーセット、Vベルト等） ○2：点検整備 ○1：点検整備+電動機軸受 ○3：点検整備 ○1：点検整備+Vプーリー	○3	○1	○2	○1	○1	
	M832	中濃度脱臭ファン	○1：点検整備 分解清掃、消耗品取替（軸受、ガスケット、ナットカバーセット、Vベルト等） ○2：点検整備 ○1：点検整備+電動機軸受 ○3：点検整備 ○1：点検整備+インペラ（補修）	○2	○1	○3	○1	○2	
	M833-1	低濃度脱臭ファン	○1：点検整備 分解清掃、消耗品取替（軸受、ガスケット、ナットカバーセット、Vベルト等） ○2：点検整備 ○1：点検整備+軸受箱		○2		○1		
	M833-2				○2		○1		
	M841-1	アルカリ活性炭循環ポンプ	○1：点検整備 分解清掃、消耗品取替（ガスケット） ○2：点検整備 ○1：点検整備+電動機	○1	○1	○3	○1	○1	
	M841-2		○3：点検整備 ○1：点検整備+主軸、インペラ・インナーマグネット	○1	○1	○1	○3	○1	
	M851-1	酸循環ポンプ	○1：点検整備 分解清掃、消耗品取替（ガスケット） ○2：点検整備 ○1：点検整備+電動機	○1	○1	○3	○1	○1	
	M851-2		○3：点検整備 ○1：点検整備+主軸、インペラ・インナーマグネット	○1	○1	○1	○3	○1	
	M852-1	アルカリ循環ポンプ	○1：点検整備 分解清掃、消耗品取替（ガスケット） ○2：点検整備 ○1：点検整備+電動機	○1	○1	○3	○1	○1	
	M852-2		○3：点検整備 ○1：点検整備+主軸、インペラ・インナーマグネット	○1	○1	○1	○3	○1	
7. 脱水汚泥搬出設備									
汚泥コンベヤ		No. 1 汚泥搬送コンベヤA	○：点検整備 ライナー板、ラセンガイド交換 各1ヶ所				○2		
		No. 1 汚泥搬送コンベヤB	○1：点検整備 ○1：点検整備+ベアリングユニット						
		No. 2 汚泥搬送コンベヤA	○：点検整備 ライナー板、ラセンガイド交換 各3ヶ所					○2	
		No. 2 汚泥搬送コンベヤB	○1：点検整備 ○1：点検整備+ベアリングユニット						
		No. 3 汚泥搬送コンベヤ	○：点検整備 フライトチェーン、グランドパッキン、軸受		○				
		No. 4 汚泥搬送コンベヤ	○：点検整備 軸受、スプロケット、チェーン交換	○					
搬出ホッパ		搬出用汚泥ホッパ	○：点検整備 スライドゲート、スプロケット、チェーン取替		○				
コンベヤ・ホッパ	-	し渣コンベヤ・ホッパ（3台）	▲：点検調整 外観点検、フライトチェーン張り調整、無負荷・実負荷運転確認	▲	▲	▲	▲	▲	
	-	汚泥コンベヤ・ホッパ（13台）		▲	▲	▲	▲	▲	
	-	沈砂コンベヤ（3台）		▲	▲	▲	▲	▲	
8. インバータ盤									
インバータ	M123-A1	投入ポンプインバータ	◎：本体更新 データバックアップ、本体交換、ボルト類増し締め	◎					
	M123-A2	P1-1		◎					
	M123-B1			◎					
	M123-B2			◎					
	M131-A	返送汚泥ポンプインバータ			◎				
	M131-B	P1-1			◎				

修繕・整備項目	タグNo.	設備分類 / 機器名	実施内容 ◎：更新、○：整備、▲：点検、△：納入	修繕・整備内容・交換部品等					備考
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	M131-C				◎				
	M132-A1	余剰汚泥ポンプインバータ			◎				
	M132-A2	P1-1			◎				
	M132-B1				◎				
	M132-B2				◎				
	M141-A1	分離液ポンプインバータ		◎					
	M141-A2	P1-1		◎					
	M141-B1			◎					
	M141-B2			◎					
	M142-A	凝沈汚泥ポンプインバータ			◎				
	M142-B	P1-1			◎				
	M142-C				◎				
	M211-1	給泥ポンプインバータ				◎			
	M211-2	P-2				◎			
	M211-3					◎			
	M212-1	汚泥濃縮循環ポンプインバータ				◎			
	M212-2	P-2				◎			
	M213-A	雑排水ポンプインバータ				◎			
	M213-B	P-2				◎			
	M213-C					◎			
	M351-1	曝気プロアインバータ					◎		
	M351-2	P-3					◎		
	M401-A1	循環液ポンプインバータ							
	M401-A2	P-4							
	M401-AC								
	M401-B1								
	M401-B2								
	M401-BC								
	M401-A1	循環液ポンプコンバータ							
	M401-A2	P-4							
	M401-AC								
	M401-B1								
	M401-B2								
	M401-BC								
	M572-1	脱水ポリマーポンプインバータ						◎	
	M572-2	P-5-1						◎	
	M572-3							◎	
	M701-1	汚泥脱水機駆動用インバータ					◎		
	M702-1						◎		
	M703-1						◎		
	M701-2	汚泥脱水機差速用インバータ					◎		
	M702-2						◎		
	M703-2						◎		
		脱水汚泥ホッパA-1インバータ P-10						◎	
		脱水汚泥ホッパA-2インバータ						◎	
		脱水汚泥ホッパB-1インバータ						◎	
		脱水汚泥ホッパB-2インバータ						◎	
		汚泥搬出ホッパインバータ						◎	
水槽		9. 水槽	※：点検（精密機能検査）						
	-	沈砂槽 1, 2							
	-	沈砂槽（清掃残渣用）							
	-	受入槽A	○：補修 マンホール内側 防食塗装					○	
	-	受入槽B	○：補修 マンホール内側 防食塗装					○	
	-	残渣洗浄槽							
	-	残渣受入槽							
	-	貯留槽A							
	-	貯留槽B							
	-	予備貯留槽A							
	-	予備貯留槽B							

修繕・整備項目	タグNo.	設備分類 / 機器名	実施内容 ◎：更新、○：整備、▲：点検、△：納入	修繕・整備内容・交換部品等					備考
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
-		硝化脱窒素槽A-1	○：槽内点検	○					
-		硝化脱窒素槽B-1	○：槽内点検 マンホール内側 防食塗装 3カ所		○				
-		硝化脱窒素槽A-2	○：槽内点検 マンホール内側 防食塗装 3カ所	○					
-		硝化脱窒素槽B-2	○：槽内点検		○				
-		二次硝化槽A-1							
-		二次硝化槽A-2							
-		二次硝化槽B-1							
-		二次硝化槽B-2							
-		二次脱窒素槽A-1							
-		二次脱窒素槽A-2							
-		二次脱窒素槽B-1							
-		二次脱窒素槽B-2							
-		再曝気槽A-1							
-		再曝気槽A-2							
-		再曝気槽B-1							
-		再曝気槽B-2							
-		沈殿槽A	○：防食塗装 水槽内既存塗料除去、防食塗装 (D種) 約330㎡ 吸込バルブ交換			○			
-		沈殿槽B	○：防食塗装 水槽内既存塗料除去、防食塗装 (D種) 約330㎡ 吸込バルブ交換					○	
-		分離液槽A	○：補修 地下壁 クラック補修					○	
-		分離液槽B	○：補修 地下壁 クラック補修 マンホール内側 防食塗装 3カ所				○		
-		混和槽A							
-		混和槽B							
-		凝集槽A							
-		凝集槽B							
-		凝集沈殿槽A	○：防食塗装 水槽内既存塗料除去、防食塗装 (D種) 約150㎡ 吸込バルブ交換		○				
-		凝集沈殿槽B	○：防食塗装 水槽内既存塗料除去、防食塗装 (D種) 約150㎡ 吸込バルブ交換				○		
-		中和槽A							
-		中和槽B							
-		放流槽	○：補修 マンホール内側 防食塗装 2カ所					○	
-		汚泥濃縮貯留槽1	○：補修 マンホール内側 防食塗装 3カ所					○	
-		汚泥濃縮貯留槽2							
-		雑排水槽							
-		受水槽							
-		消防用受水槽							
10. 電気設備									
-		中央監視室UPS	○：点検整備 バッテリー、ファン交換	○			○		
制御盤									
-		制御盤							
-		P-1-1,2 No.1地下ポンプ室(1)(2)	○：点検整備 PLC更新	○					
-		P-2 No.2地下ポンプ室		○					
-		P-3 ファン・ブロワ室			○				
-		P-4 A1.2 A系攪拌ポンプ室(1)(2)				○			
-		P-4 B1.2 B系攪拌ポンプ室(1)(2)				○			
-		P-5-1,2 薬品室(1)(2)			○				
-		P-6 前処理機					○		
-		P-7 汚泥脱水機					○		
-		P-8 脱臭設備						○	
-		P-10 汚泥搬出設備						○	
計装機器									
-		計装機器							
-	COD-404	UV計 (1台)	○：点検整備 消耗部品交換、外観点検、電気的校正試験 ○1：点検整備 ○：点検整備+UV-COD相関分析	○1	○	○1	○	○1	
-		差圧式液位計 (15台)	○：点検整備 外観点検、電気的校正試験					○	
-		電磁流量計 (17台)						○	
-	F-402	非満水型電磁流量計 (1台)						○	
-		温度計 (2台)						○	
-		渦流量計 (4台)						○	
-		超音波液位計 (5台)						○	
-		静電容量式液位計 (4台)						○	
-	CL-715	残塩計 (1台)	○：点検整備 外観点検、センサ取替 (不良時)、電気的校正試験					○	

修繕・整備項目	タグNo.	設備分類 / 機器名	実施内容 ◎：更新、○：整備、▲：点検、△：納入 修繕・整備内容・交換部品等	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	備考
ガス検知器	GS-852-1	ガス検知器 (薬品室)	○1：点検整備 検知部取替、外観点検、センサ取替、電氣的校正試験	○2	○2	○2	○2	○2	
	GS-852-2	ガス検知器 (脱臭室)	○2：点検整備 外観点検、センサ取替、電氣的校正試験	○2	○2	○2	○2	○2	
		11. その他							
配管・弁類	-	配管・弁類	○：点検整備 配管・弁類	○	○	○	○	○	
		合計							

【添付資料6】委託料精算の基本方針

1 委託料精算の発現条件

履行期間中に以下に示すような状態が発現したことにより、契約内容及び委託金額に大幅な不都合、不合理が生じた場合、本組合及び受託者は、委託料の精算を発議できることとする。

- (1) 法令等の強化により、遵守すべき性能基準を変更する必要がある場合
- (2) 税制変更、急激なインフレーション又はデフレーション等により、委託金額に著しい不適當が発生した場合
- (3) 想定を超える著しい搬入量の増減が発生した場合
- (4) 受託者（以下「乙」という。）が提出した施設保全計画において、点検整備・修繕計画の変更が確定した場合
- (5) その他委託料の精算が必要と認められる場合

2 法令等の強化により、遵守すべき性能基準を変更する必要がある場合

基準となる施設の性能等は、「要求水準書 第1章 第3節 4施設の性能」に記載のとおりとする。遵守すべき性能基準が変更された場合には、運転方法の見直しや施設改造等対応について調査し、委託料への影響が認められる場合には協議の申し入れができることとする。

3 税制変更、急激なインフレーション又はデフレーション等により、委託金額に著しい不適當が発生した場合

(1) 税制変更

業務価格入札時点における税制を基準とする。履行期間中、税制変更により委託料への影響が認められる場合には協議の申し入れができることとする。

(2) 物価変動、インフレーション、デフレーション等

ア 薬品費、消耗品費、修繕費、事務費等

日本銀行調査統計局が公表する「企業物価指数」、「企業向けサービス価格指数」等において、業務価格入札時点における最新確報値を基準とし、物価指数の増減が発生している場合には協議の申し入れができることとする。

イ 電力、上下水道料金、工業用水等

業務価格入札時点における積算単価を基準とし、価格の増減が発生している場合には協議の申し入れができることとする。

(3) 人件費変動

厚生労働省が公表する「毎月勤労統計調査」等において、業務価格入札時点における最新確報値を基準とし、賃金指数の増減が発生している場合には協議の申し入れができることとする。

4 想定を超える著しい搬入量の増減が発生した場合

基準となる施設への搬入量は、「要求水準書 【添付資料3】し尿・浄化槽汚泥の搬入実績及び搬入計画」に示す各年度の予測値を基準とする。基準となる搬入量に対し増減が発生し、委託料への影響が認められる場合には協議の申し入れができることとする。

精算対象となる経費は、電気使用料金、下水道料金、薬品費等とする。

5 乙が提出した施設保全計画において、点検整備・修繕計画の変更が確定した場合

履行期間中に予期しない事態等が発生し、緊急修繕の対応が必要となること等により、提出済みの点検整備・修繕計画の内容を一部変更・調整または追加する必要があると認められる場合には協議の申し入れができることとする。

6 その他委託料の精算が必要と認められる場合

その他委託料の精算が必要と認められる場合には、本組合と受託者で協議の上、解決を図るものとする。

7 留意事項等

- (1) 本組合、受託者は毎年3月に当該年度分の委託料について、委託料精算の有無、精算金額、その後の対応等について協議する。
- (2) 委託料の精算は、項目ごとの個別精算だけでなく、委託料全体での精算調整を行うことを基本とする。
- (3) 定期点検整備・修繕計画の内容変更を検討するにあたっては、可能な限り金額の差異（増減）が発生しないよう調整（計画）することを基本とする。

【添付資料7】 リスク分担に係る基本的な考え方

(その1)

リスクの種類	リスクの要因	リスク対象者	
		本組合	受託者
管理者リスク	本施設における管理者リスク全般	○	
制度改正・法令改正によるリスク	関係法令・許認可・税制度などの変更によるコスト増大リスク	○	
	受託者の事業運営に直接関わる労働安全衛生法・法人税など関係法令・税制度の変更によるコスト増大リスク		○
計画変更によるリスク	本組合の方針転換による事業内容・用途の変更に伴うコスト増大リスク	○	
	受託者が自ら行った業務実施計画の変更に伴うコスト増大リスク		○
第三者に与える損害のリスク	受託者の責めによらない事故等による第三者への損害に対する負担	○	
	受託者が実施する業務等に起因して発生する事故等による第三者への損害に対する負担		○
住民対策リスク	受託者の責めによらない住民対策に係わるリスク	○	
	受託者が実施する業務等に起因して発生する住民対策に係わるリスク		○
環境保全リスク	受託者が実施する業務等に起因する環境問題（有害物の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化等）のリスク		○
不可抗力のリスク	天災等、不可抗力の事由による業務内容の変更や施設損傷等によるコスト増大リスク	○	

(その2)

リスクの種類	リスクの要因	本組合	受託者
搬入量によるリスク	計画条件を大幅に超える搬入量や搬入変動による性能未達、コスト増大等のリスク	○	
物価変動リスク	大幅な物価変動によるコスト増大リスク	○	
	本組合と受託者が協議して決定する範囲内の物価変動によるコスト増大リスク		○
金利変動リスク	金利の上昇に伴う資金調達コスト増大リスク		○
運営管理リスク	施設の性能等質的基準未達・運営不備・維持管理基準未達等の改善にかかわるコスト増大リスク		○
施設損傷リスク	天災等、不可抗力の事由によるもの、及びその他受託者の責めによらない偶発的な事故等による施設損傷の修復コスト	○	
	受託者の責めによる事故、火災、その他の施設損傷の修復コスト		○

上記以外については、本組合と受託者双方協議して決める。